

テレビ撮影等の使用許可にあたって

2019/4/1 (占用料改定 2019/4/1)

ロケーション(映画、テレビ、ビデオ撮影)やアマチュアカメラマン等を対象とした団体による撮影会(モデル、風景等を対象)で、他の公園利用者の迷惑にならない程度の小規模の撮影に限ります。

事前に占用(使用)許可申請が必要です。ただし、内容によっては許可できない場合があります。また、許可内容と異なる場合は取り消しになります。

次のような場合、占用(使用)許可できません

- ① 騒音や占用区域外に迷惑を及ぼし、地域交通に支障を生じる恐れのある撮影。
- ② 他の利用者等に誤解を招く恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、その他危険と思われる内容のものの撮影。
- ③ 当該公園で禁止している行為を行う撮影。
例) サッカー、野球、自転車の乗り入れ、火気の使用など
- ④ 動物を持ち込む撮影。
例) 犬の連れ込みなど
- ⑤ 大道具、小道具、レール、クレーン、台車、発電機などを持ち込んでの撮影。
- ⑥ その他過去に占用し、事前の指導に従わず近隣から苦情が寄せられた企業等の申請。

使用できる時間

平日の午前8時30分から午後7時までです。

土・日・祝日・振替休日の使用は、近隣住民等に配慮して許可していません。

なお、占用許可時間には準備及び片付け時間も含みます。

占用(使用)料金

規則で定める占用(使用)料がかかります。

なお、大学や専門学校等の授業で使用する場合でも有料です。ただし、公園風景を長時間に渡り撮影する場合に限り、申請のみで料金はかかりません。

占用料 ロケーション 1時間あたり 14,625円

写真撮影 1時間あたり 1,675円

※ 一度納付した占用料はいかなる理由があろうとも返却はしないため、雨天等により順延が予想される場合は事前に予備日を申請できます。

申請方法

当施設窓口において、下記により先着順で受付します。電話による申込み・予約等は受付けていません。

内容審査、他の占用の有無、占用料の支払い等を確認のうえ、許可書を発行します。内容等により別途許可条件が添付される場合があります。

【受付日】 使用希望日の属する月の前月の初日から使用日の3日前まで。

注) 初日が休館日の場合は翌日とし、使用日の3日前には休館日を含まないものとする。

【申請添付資料】 占用許可の可否を判断するため、以下の資料が必要です。

- ・当日の撮影内容のわかる脚本、絵コンテ、チラシなど
 - ・撮影に関するスタッフ等の人数・役割等のわかるもの。
 - ・撮影場所を示した公園平面図。
 - ・公園施設、公園利用者に対する保護措置の内容がわかるもの。
- ()

審査基準

次のような一般的条件を満たしているかどうかを審査します。

- ① 公園施設、工作物等の現状使用であること。
- ② 公園管理上著しい支障とならないこと。

※支障となる例

- ・都市公園の風紀を乱す恐れがあるもの。
- ・公園の近隣住民や他の利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れのあるもの。
- ・事故の発生する恐れのあるもの。
- ・公園施設を損傷又は汚損する恐れのあるもの。
- ・他の公園利用を著しく制限してしまうもの。

特別許可条件

- ① 当日は主催者(責任者)がわかるように、明示すること。
- ② 主催者は、近所に迷惑をかけないように、騒音や路上駐車・駐輪を防止するように心がけること。
- ③ アンプ等による拡声、放送等はしないこと。
- ④ 他の利用者がいた場合でも、撮影区域外への移動を強制しないこと。
- ⑤ 公園利用者や近隣住民より苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって対応すること。
- ⑥ 園内に車両等を乗り入れないこと。
- ⑦ 公園内の電源設備等を使用しないこと。
- ⑧ 発生したゴミは、申請者が責任を持って園外へ搬出し処分すること。
- ⑨ その他、区が個別につけた特別条件、都市公園法、同施行令、中野区立公園条例、同施行規則等に従うこと。
- ⑩ 公園内の樹木、芝生、路面その他施設を損傷しないこと。仮に損傷した場合は区に報告を行い、区の指示どおり修復すること。

雨が予想されるため、占用(使用日)を変更したい場合

他に占用が入っていないければ、許可書をご持参していただければ変更も可能です。

また、キャンセルの場合も必ず申請窓口(Tel5860-0024)までご連絡をお願いします。

以上を確認のうえ、申請します。

令和 年 月 日

丁 一

申請者 住 所

団体名

代表者

担当

連絡先